

第4章 街づくりの進め方

1. 基本的な考え方

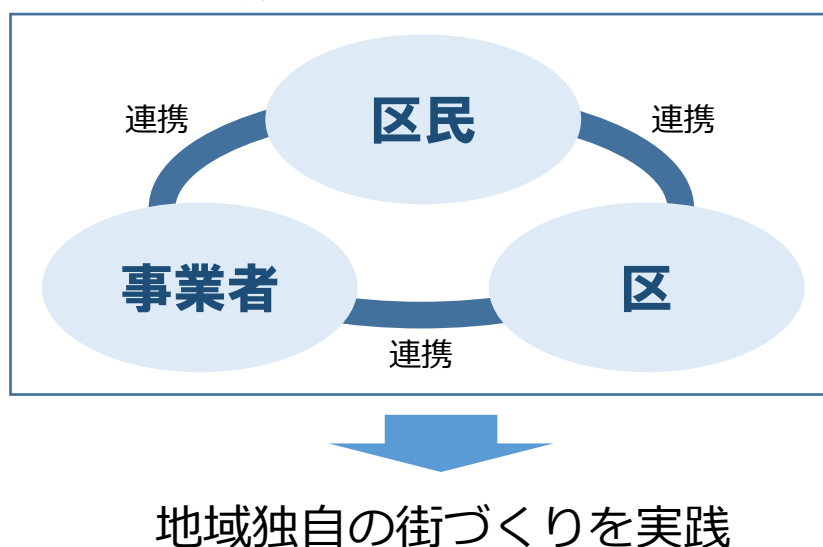
「整備構想」の策定を機に、今後、地域で街づくりに取り組んでいくためには、「区民」「事業者」「区」のそれぞれが自主的に役割を担いつつ、それぞれの主体が連携、協働しつつ街づくりを実践していくことが不可欠です。

そのため、それぞれの主体が担うべき役割を果たし、街づくりの課題やテーマに応じて、それぞれの主体と連携できる場を創り出していくことが重要です。

整備構想を実現していくためには、各種事業の実施とともに、地域独自の街づくりを実践していくことが必要となります。

「区民」「事業者」「区」は、それぞれの役割に応じて、連携を行いながら積極的・主体的に街づくりに取り組んでいきます。

■協働による街づくりの実践のイメージ



2. それぞれの主体が果たすべき役割

(1) 区民の役割

①街づくりへの参加

街づくりの主体は地域の住民であることを認識し、地域の住民一人ひとりが街づくりに積極的・主体的に参加することが重要です。

そのためには、多様な参加の機会を創り、ライフスタイル等に対応した参加を可能にすることが大切です。

また、町会や自治会、商店街、NPO等の既存の組織においても、これまでの活動範囲にとらわれない街づくり活動が大切です。

②街づくり活動の継続

「整備構想」は街づくりの大きな枠組みを示すものです。

今後は、「整備構想」をもとに、地域で実践していくべき街づくりの具体的な内容について継続的に検討を重ねていくことが重要です。

③街づくり活動の実践

長期的には、地域の特性に合わせた街づくりのルールをつくり、街づくりを進めていくことが目標となります。

しかし、街づくりのルールができるまでには時間を要するため、地域の中で出来ることから取り組めることを実践していくことが大切です。

(2) 事業者の役割

①地域の街づくりの尊重

事業者は、地域が目指す街の将来像の実現に向けて、地域の街づくり活動への理解を深め、地域の街づくりに貢献できる企業活動に取り組むことが大切です。

②街づくりへの参加

事業者は、地域を構成する重要な主体であるため、地域の街づくりに積極的に関り、企業が有する資源（専門性、資金力、マンパワー等）を地域の街づくりに活かしていくことが大切です。

また、街の将来像の実現に向けて、企業自らが街づくりに取り組むことが必要です。

(3) 区の役割

①街づくりの支援

区は、地域の街づくりに関する情報の公開・提供に努めるとともに、街づくりの普及・啓発に取り組みます。また、主体的に街づくりに取り組んでいる、または取り組もうとしている区民や活動組織に対する支援を行い、多様な街づくりの主体の育成に努めます。

②住民参加の街づくりの推進

今後、区が「整備構想」に基づく当地区の街づくり活動や事業に取り組んでいくに当たっては、様々な場面において住民参加の街づくりを進めていきます。

また、区と地域が連携した街づくりへの取り組みにおいては、庁内や関係機関と連携し支援してまいります。

③多様な主体との連携


国、都、隣接区、交通管理者、その他公的事業主体の街づくりに係る関係機関との連携・協力を図るとともに、本区の街づくりにとって必要な事項については、協力を要請していきます。

3. 段階的な取り組みの実践

2019年度（平成31年度）に「整備構想」を策定した後に、構想を実現していくための具体的な整備の方向性を示す「整備方針」を策定し、2020年度は更に詳細な計画として「整備計画」の策定を行う予定です。

そして、2021年度以降は、「整備計画」に基づく、具体的な街づくりを「住民」「事業者」「区」の連携・協働により実践していきます。

■協働による街づくりの実践の流れ

年度	取り組み内容
2019年度 (平成31年度)	■ 祐天寺駅周辺地区整備構想の策定 ・地区の課題等を踏まえた、地区の将来像や街づくりの目標、街づくりの方針（方向性）を設定
	■ (仮称)祐天寺駅周辺地区整備方針の策定 ・地区の将来像や街づくりの目標を実現するための基本的な方針（アクションプラン）、整備メニュー例を設定
2020年度	■ (仮称)祐天寺駅周辺地区整備計画の策定 ・整備メニューを実現する実施主体及びスケジュール（実施時期等）を設定
	
2021年度 以降	■ 具体的な街づくりの実践 ・「整備計画」の内容を踏まえた具体的な街づくりを実践